

警察政策学会ニューズレター VOL.42

★巻頭言★

新型インフルエンザ等対策特別措置法成立の経緯と 新型コロナウイルス感染拡大時の同法の運用について

東京大学生産技術研究所 客員教授 伊藤 哲朗

はじめに

中国発の新型コロナウイルスがパンデミックとなって以来、我が国では新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の改正により、同法に基づいた緊急事態宣言による行動自粛等の対策が行われている。同法の策定を取りまとめた経験から、当時の同法成立の経緯と今回の改正法の運用の在り方について述べたいと思う。

1 特措法（平成24年）の成立経緯

（1）新型インフルエンザの発生

筆者が福田内閣の内閣危機管理監に就任した平成20年当時、中国や東南アジアを中心に鶏（トリ）からヒトに感染するH5N1型の強毒性の新型インフルエンザが発生しており、感染者も年間100人以上に達し、致死率も60%以上という高率であった。

当時は、鶏からヒトへの感染は見られたが、まだ、ヒトからヒトへの感染は見られなかった。しかし、それはヒトからヒトへの感染があるかどうかの問題ではなく、ウイルスが変異してヒトからヒトへの感染が始まるのはいつかという時間の問題とみられていたため、新型インフルエンザのパンデミックに備えた「新型インフルエンザ対策政府行動計画」を、翌平成21年の春に策定した。

その直後の平成21年4月の末、WHOから「H5N1型ではないものの、メキシコ発の豚由来の新型インフルエンザがパンデミック化する恐れがある」との情報が入ってきた。政府としては内閣危機管理監を中心に関係省庁連絡会議及び政府の対策本部を設置し「新型インフルエンザ対策政府行動計画」に基づきその対応に当たったが、感染は各地に蔓延し、瞬く間に全国に広がることになった。

ただ、このインフルエンザは、ワクチンが比較的容易に製造できたことや従来の抗インフルエ

ンザ薬が効いたため、感染拡大期を迎えた際にも死者数は大きくは増えず、翌年春までで約200人と世界的に見ても極めて少なかった。

このインフルエンザは、H5N1型のような強毒性のものではなく弱毒性であったため大事には至らなかったが、当時の5～9歳の年齢層では翌年春までに90%以上が感染するなど、免疫を持たない人々への感染力はすさまじく、こうした新型のウイルスによる感染は、ウイルスの毒性によっては甚大な被害をもたらす可能性を示唆した。

加えて、国民に行動自粛や営業制限を求め、入国者の停留措置や医療体制を整備するための緊急措置を行う根拠法がなかったこと、また、我が国のワクチン製造能力は低く、国内のワクチンメーカーすべての能力を結集しても年間約4000～5000万人分のワクチンしか作れなかったことなど、強毒性のパンデミックが発生した場合は、現行法や現行の体制では対処できないとの印象があった。

(2) 特措法の成立

このため、強毒性の新型インフルエンザが発生した場合に備え、ワクチン製造体制の強化と新規立法を計画した。ワクチン製造体制の強化は、比較的順調に進んだが、パンデミックに備えた新規立法については、その成立までの過程にはいくつかの問題点があった。具体的には、次のようなものであった。

- ① 厚生労働省は、新規立法に極めて消極的で新規の法律の必要性を認めず、協力的ではなかった。このため、すべて内閣官房で立法作業を行うこと及びその後の法案の管理も内閣官房で行うことで厚生労働省の了解を得た。このため、本法律は所管も内閣官房所管の法律となっている。また、一年以内での立法を目指したものの二年を要することとなった。
- ② 与党（当時は野田内閣）も積極的でなく、自民党及び公明党の野党の賛同を先に得て、与党を説得した。与党には個人の権利制限に対する抵抗感が強かったほか、共産党、社民党は法案そのものに反対であったため、緊急事態宣言の効果も、知事による各種の要請と指示までであり、指示等の違反に対する罰則もないこととなった。

2 新型コロナウイルス発生後の政府の特措法に基づく危機管理対応と運用上の問題点

(1) 特措法の適用回避の問題

今回の新型コロナウイルス感染の初期段階から政府の初動対応が後手、後手となってきているが、その大きな原因の一つが、当初、特措法の適用を行わなかったことである。

- ① 今般、特措法があるにもかかわらず、政府は、今回の新型コロナウイルスは同法の「等」の中には含むのは難しいとの解釈をした。

特措法の「等」は、H5N1型等の強毒性の新型インフルエンザのみならず、これに類する新しいウイルス等によるパンデミックに際しても同法の規定を適用できるように考えたものであったが、厚生労働省は、今回のコロナウイルスは新型ではなくSARSやMERSと同様の既知のコロナウイルスであり、同法の「等」には含まれないとの解釈を行い、同法の適用を積極的に行おうとしなかったのである。

② このため、特措法で規定する積極的な情報収集と検疫、停留措置が行われなかった。同法では、検疫に際しては「停留」という措置を講じることにより一定期間入国者を留め置き、感染していないことを確認した後、国内への入国を認めるということを想定していたが、効果的な検疫がなされず、中国や欧州各国からの入国制限も遅かった。

また、海外の在留邦人の帰国に際しても、同法の適用ができないため、停留措置を取らず要請ベースでホテルに滞在させることとなったが、一部には要請を拒否し帰宅した者まであった。

③ また、特措法の適用を行わなかったため、同法の行動計画に基づく、関係機関による、早期の段階での国内の医師、看護師等の人材の招集等の医療体制の整備計画の策定、医療資機材や品不足となっているマスク等の増産体制計画等の策定を大々的に行うことをしなかった。

(2) 特措法の改正と同法の運用

① 従来の感染症法等の適用だけでは新型コロナウイルスの感染拡大を防止することは困難と考えられたため、政府ではようやく3月になってやはり特措法の適用が必要であると思直したようだが、既に国会で「等」に含むことは難しいと答弁した以上、同法の「等」に含まれると説明することはできないと考えて同法の改正を行うこととなったという（令和2.5.28「読売新聞」報道）。

このため、同法の「等」の中に今回の中国発の新型コロナウイルスが含まれるという内容の附則を改正しただけの同法改正案が3月13日になってようやく成立した。

② 同法では、緊急事態の宣言により同法の様々な規定を発動することが可能となるが、宣言を行うための政令の要件は既に満たしていると考えられ、また、都道府県知事や国民の多くの要望にもかかわらず、緊急事態宣言は、改正法成立後25日を経た4月7日まで遅れた。加えて、当初の緊急事態宣言の対象地域は7都府県に限られた。

③ 同法では、緊急事態宣言後の国民の行動制限の内容は、対象地域の各都道府県の知事が具体的内容を制定する規定となっており、国は、都道府県間の調整を行う仕組みとなっている。しかし、実際には知事による外出自粛、休業要請等の発令に政府が待ったをかけ、法改正から一か月後の発令となり、都道府県との調整のまずさを露呈することとなった。

3 今後の方向

(1) 政府の危機管理の在り方

以上、特措法成立の経緯と今回の新型コロナウイルスの感染拡大に際しての同法の運用上の問題点について述べたが、国家の危機においては、政府としては、目標を定め、目標の優先順位を定め、目標に向かって直線的思考で実行するという危機管理の基本に基づく対応を行うことが重要である。今回の目標を考える時、重要なことは、感染拡大の防止、国民生活の維持、雇用の安定と経済体制の維持であろう。この中で、感染拡大の防止が第一目標であることは国民各層に異論がない。今回、同法がこの目標に向かって直ちに活用されなかったことは大きな問題であった。

今回の新型コロナウイルス禍は、人々の動きがグローバル化したこともあり、短期間で終息するものではなく、二～三年以上の長期間を見据えた対応が必要となるが、今、政府に必要なこと

は、長期にわたる危機管理の目標を国民に分かりやすく提示し、国民と共に歩む方向を示していくことである。

現在は、国民に対して政府の具体的な目標も長期にわたる終息までの道筋も示されないため国民も納得できる将来のビジョンが描けていない。国民は、政府の施策を理解できず、ただ、感染を恐れて言われるままに行動しているに過ぎない。政府が今行うべきことは、政府としての具体的な目標を設定し国民に示すことであり、こうした目標や施策に対する国民の理解と幅広い協力とを求めることである。

(2) おわりに

今後は、特措法の適切な運用により感染拡大対策が効果的に行われ、感染拡大がこれ以上深刻な事態とならずに済むことを願わずにはいられない。しかし、不幸にも万が一、感染拡大の波が峻烈を極めるような場合には、今度こそ、同法の様々な条文を駆使しての法の遅滞なき適用と効果的運用により、新型コロナウイルスの感染が早期に終息することを心から願うものである。

(令和2年6月)



改元記念特集 続編

「令和を迎えての将棋界」 (その3)

あいおいニッセイ同和損保 (株) 顧問 干場 謹二

- 1 AI (人工知能~将棋ソフト) の活用は必須
- 2 プロ棋士への道の厳しさは変わりなし

(以上 (その1) ; 第40号に掲載)

- 3 奨励会退会後にプロ棋士に
- 4 女流棋士は人気も実力も右肩上がり?

(以上 (その2) ; 第41号に掲載)

5 プロ棋士の年齢的な全盛期は?

プロ棋士の対局は、(タイトル戦ではない一般棋戦の場合) 朝 10 時から始まり、持ち時間は (いわゆる早指し戦でない限り) 一人 3~6 時間である (棋戦により異なる)。

途中、昼食と夕食の休憩 (各 40 分) を挟むものの、終局は深夜となるのが通例である。また、持ち時間を使い切ると一手 1 分未満のいわゆる秒読みとなる。

将棋は頭脳競技ではあるが、こうした対局を乗り切るためには、プロ棋士としての棋力は無論のこと、相当の体力及び集中力が求められることがご理解いただけると思う。

したがって、高齢になるにつれ、トップ棋士といえどもその地位を維持することは困難になる。昭和から平成にかけても、幾人もの大棋士が、年齢とともにその地位を若手棋士に譲っている。

こうしたことから、プロ棋士は 30 代でピークを迎え、40 代からはその力も衰えていくというのが一般的な見方ではないかと思う。

一時期、将棋界のタイトルを独占し、一昨年 (H30) には国民栄誉賞に輝いたあの羽生善治 9 段 (現在 49 歳) も例外ではないと言える。

しかしながら、過去には 50 歳 (H5) にして名人となった (故) 米長邦雄永世棋聖がおり、現在は TV 等で「ヒフミン」の愛称でおなじみの加藤一二三 9 段 (将棋界においては「神武以来の天才」「1 分将棋の神様」と言われた大棋士) も 42 歳 (S57) で名人となっている。

昨年 (R1) は、木村一基 9 段が 46 歳で、タイトル挑戦 7 回目にして (豊島名人・竜王から) 王位を獲得している (初タイトル獲得の最年長記録)。なお、木村 9 段は 3 段リーグを抜けるのに 6 年半かかり、プロ入り (4 段昇段) は 23 歳という遅咲きの人物であるが、最近の活躍から将棋界の「中年の星」とも言われている。

また、昭和史に残る大名人と言える大山康晴 15 世名人は、66 歳 (H2) でタイトル戦 (棋王戦)

の挑戦者となっているほか、69歳で亡くなるまでA級（名人戦挑戦者決定リーグ）の座を保持していた。

これらの棋士は、将棋界においては例外的な存在と言えるかもしれないが、60代前半の私も、こうした活躍を思い起こし、今後とも少しでも棋力の向上を図りつつ、職域団体対抗将棋大会でのランクアップ（B級→A級）を首都高速道路（株）将棋部の皆さんとともに目指している次第である。

6 一流棋士となるには（どれだけの努力が必要か）？

将棋に限らず、その道のプロとなったからには、少しでも上の地位を目指して更に努力を重ねるのは、きわめて当然のことであろう。

では、一定の才能があることを当然の前提にして、どれくらいの努力を重ねれば、トップ棋士といわれる立場に到達できるのでしょうか？

人それぞれであり、その手法、費やす時間も異なり、一概には言えないと思うが、現在、勉強量は将棋界でNo.1と言われる永瀬拓矢2冠（叡王、王座）は“2万時間やれば、かなりいいところまで行くのではないか”と述べている。

すなわち、1日10時間で年間3,000時間強となるので、6年間この努力を続ければ2万時間を超えることから、“6年間、毎日10時間やれば…”というのである。

永瀬2冠は、17歳（H21）でプロ棋士となり、現在27歳の若手有力棋士であるが、プロ棋士といえども、これだけのことを継続、達成するのは容易ではあるまい。永瀬2冠は“（自分は）将棋しかできないので、将棋で一生を終える覚悟”とも発言しているが、プロになってからも厳しい精進の日が続くことは確かなようである。

（ご参考までに、永瀬2冠も、本年7月に史上最年少（17歳）で「棋聖」タイトルを獲得した藤井7段については“別格中の別格”の棋士と評している。）

なお、一流棋士となればそれなりの収入も確保されるものと推察するが、最近は、（収入を補うため）副業としてゲームソフト会社の社員となった若手棋士（星野良生4段、31歳）がいることも報じられている。

また、編入試験を経て本年4月にアマチュアからプロ棋士（4段）となった折田翔吾氏（現在30歳、年齢制限により3段で奨励会を退会）は、編入試験の諸費用（89万円）をクラウドファンディングで確保したという。

プロ棋士を志し、更に（一流とは言わずとも）上位棋士の地位を得るまでには、こうした面での困難も覚悟する必要があるということであろう。

以上、平成から令和にかけての将棋界の特徴、傾向を6点に整理して述べてきたが、かく言う私は、高校卒業後、（実際に対局するという意味では）将棋からずっと離れていた。将棋を再開したのは首都高速道路（株）に勤務していた数年前のことであり、きっかけとなった首都高速道路（株）将棋部には大いに感謝している次第である。

ほぼ40年ぶりの対局では、昭和から平成にかけての様々な定跡、戦法の変化のフォローアップに苦勞したが、今はこれを何とか克服したというところだろうか。

しかしながら、「昔とった杵柄」という言葉のとおり、若い頃に培った基礎があれば、これを基に十分に対応していけるということを実感している。逆に言えば、若い頃、小さい頃に鍛えておかないと、なかなか棋力の向上は難しいということになるだろうか。

私は長野県出身であるが、小学生の頃は、週末になると駅近くの将棋の会所（道場）に席料の50円（当時）を持って通っていたことを思い出す。「好きこそもの上手なれ」との言葉があるが、真から好きになって打ち込まなければ（それも若い頃、小さい頃に…）何事も上達は難しいのかもしれない。

なお、個人的な思いとしては、“大学の時に将棋部に入ってもっと鍛えておけば良かったか…”と考えることもある今日この頃である。

最後に「平成の絶対王者」とされる羽生9段については、今後まず破られることはないと思われる数々の将棋界における業績を大いに称えたいことは勿論であるが、昭和の時代には“アクの強い人間同士の戦い”というイメージが強かった将棋を“爽やかな頭脳ゲーム”という見方に変えた功績も併せて評価したいと思う。

（了）

次代に寄せて～警察の本質（その2）

アクサ生命保険（株） 顧問 安村 隆司

（承前）行政警察規則の条文は、フランスの法典のそれとほぼ同じである。明治憲法下における警察制度にあっては、フランスの制度に倣って行政警察と司法警察とを区別して、前者を警察機関の事務とし、後者を検事局の事務とした。なお、両者は行政警察規則において明確に区別されているが、同規則第4条で、司法警察の職務を行政警察の官において行うことが予定されていたことに注意しておく必要がある。つまり、この時代も警察官は広範囲に犯罪捜査を行っていたが、その規定を読めば明らかなように、警察の第一次的な作用は行政警察であり、司法警察はその補充的役割を果たすと位置付けられているのである。近代警察の生みの親とも言うべき川路利良も、その著書『警察手眼』の冒頭で次のように述べている。「行政警察ハ予防ヲ以テ本質トス。即チ人民ヲシテ過チナカラシメ罪ニ陥ラサラシメ損害ヲ受ケサラシメ以テ公同ノ福利ヲ増益スルヲ要スルナリ」。

しかるに、その後、警察に与えられた多くの行政権限が政治的に濫用され、国民の権利・自由を不当に制限したという反省から、戦後、警察の行政権限は極端に制約されることとなった。他方、

警察には第一次捜査権が与えられることとなり、結果として、警察の業務は、犯罪捜査を中心とする法執行機能に極力限定され、縮減的に運用されてきた。警察の責務についても、警察の捜査はいわゆる司法警察的な犯罪捜査（及びそれに付随する極めて狭い範囲）に限られるべしという極論を解く学者・実務家もいた。ところが、それは国民の警察に求める期待及び時代の要請とは乖離しており、徐々に警察の行政権限は整備されていき、警察組織の考え方も変わっていった。

以上述べたことと関連して、片桐裕元警察庁長官は、かつての「行政警察」の意義・役割を述べられた上で、次のように喝破しておられる。

「警察にとって『捜査』が重要な手段であることに間違いはありませんが、それはあくまでも手段の一つであって、すべてではありません。我々は、犯罪や事故の未然防止、被害の拡大防止という目的に意識を集中させて、事件捜査のほか、日常の警戒活動、警察の保有する様々な情報の発信・提供、市民からの相談への対応、自治体等関係機関や団体、事業者や地域等への働き掛けやこれらとの連携、個人や関係法人等への指導、警告、監督等々、非権力的作用を含めた様々な事前対応の施策を展開していかなければなりません。事件捜査にしても、被害が現に拡大し、又は拡大するおそれのある事案等未然防止効果の高い事案を重点に、できる限り早期に、事件が小さく被害の少ないうちに検挙する等予防効果を最大限発揮するような方法で行うことが重要です。『警察は事件にならなければ動けない』などとはもってのほかなのです」（「白鳥蘆花に入る」警察公論第64巻第1号）

更に、国民自身が、かつて法律学者の間で考えられてきたような国家から侵害を受けないことだけでなく、他の国民から危害等を受けないことをも自らの権利と捉えるようになってきており、安全の確保を極めて重視しているという現実がある。警察は、現代の人権感覚が以上のようなものであると認識した上で職務執行すべきということになるが、その視野に入れるべき国民は、端的に言えば「警察が適切な権限行使をすることによって権利・自由が守られる国民」ということになる。つまり、伝統的に警察がその権限行使の対象としてきた国民（「対象国民」）に加え、警察が権限行使をすることによって権利・自由が守られる、言い換えれば、警察が活動を行わなければ何らかの被害に遭うなどして平穏な生活が守られないという国民（「受益国民」）を、十分その視野に入れて職務執行しなければならないということである。

「不易流行（ふえきりゅうこう）」という言葉がある。「不易」とは時を超えた不変の真理を指し、「流行」とは時代や環境の変化によって革新されていく法則のことである。松尾芭蕉が「奥の細道」の旅の中で見出した蕉風俳諧の理念の一つと言われ、「俳句が時代に沿って変化していくのは自然の理だけれども、その根本に『風雅の誠』（美の本質）がなければ、それは軽薄な表面的な変化になるだけで、良い俳句とはならない」という意味だそう。あえて蛇足を申せば、「時代が変わったのに古くからの法則や方法に縛られていると、組織は衰退する。反面、変えてはいけない部分を変えてしまうと、速やかに組織は滅びてしまう」。昭和以降、多くの巨大企業などがその末路を辿ったことをわれわれは見てきた。

では、翻って警察の「不易」とは一体何だろうか。今更、明治時代の「行政警察」の時代に戻るべしと言うつもりは毛頭ないが、「温故知新」と言うか、その考え方には本質的なものが含まれて

いるように思う。例えば捜査で言えば、警察は、刑事訴訟法の規定に則って捜査を行うべきことは当然であり、その厳格な運用をゆるがせにはならないことは自明の理だが、その捜査を担う警察官の「魂」は、個人の生命・身体の保護、公共安全と秩序の維持という警察法にある、ということである。より具体的に言えば、警察の捜査とは、犯人逮捕に向けての活動だけでなく、犯罪に対して、その事実を解明し、被害者を保護し、被害を軽減し、被害を回復する行為なのである。つまり、警察は「対象国民」のみならず、常に「受益国民」のことを念頭に置いて活動しなければならないということである。

以上の考え方は、全国警察の「運営の基本」（府県により「基本理念」・「運営指針」など、名称は様々である）を見ると、きちんと取り上げられている。最新のものが手許にないので何年か前のもので恐縮だが、静岡県警察は「正・強・仁」、富山県警察は「頼もしく正しく親切に」、三重県警察と兵庫県警察は「強く正しく温かく」、沖縄県警察は「強く素早く誠実に」と、警察の存在の根幹である強さと正しさの外に、「仁」・「親切に」・「温かく」・「素早く」など、いくつかの県が、「受益国民」の立場に立った語を用いて、端的にその必要性と決意を表している。つまり、各警察とも、日本警察の伝統である「（『対象国民』に対して）強い警察」と「（『受益国民』から）親しまれる警察」の両立の重要性は、十分認識しているのである。

そうではあるが、平成時代は、警察にとって激動の30年だった。両立どころか、今申した両者ともに大きく揺れ、警察組織の根幹を揺るがしたと言っても過言ではない事案が次々と起きた。平成11年に発生した桶川事件及び石橋事件は、捜査に対する切実な要望に真摯・誠実に対応しなかったため重大な結果を惹起した事案で、「受益国民」に対する思いが全く感じられない。平成16年、17年に発生した草加事案及び台場事案は、いずれも悪と闘う気概がなく、強くあるべき現場執行力に大きな疑問を持たれた事案であり、「対象国民」に対する毅然とした姿勢が全くと言ってよいほど見られない。

更に近年では、「強い警察」と「親しまれる警察」の相克とも言える別の大きな悩みに晒されている。富山県警察・宮城県警察・大阪府警察で、交番勤務の警察官が、いずれも男に刃物で殺傷された。日本の交番制度は、良好な治安を支えるシステムとして海外でも評価され、シンガポールやブラジルなどに「輸出」されている。しかし、地理教示・遺失物の受理など、市民を見守り、市民に親切にすることを目的とする日本の交番だが、「市民」は誰もが善良とは限らない。また、そもそも警察は、市民の味方などではなく、悪と対峙する機関だというのがグローバルスタンダードであるらしい。ある警察庁の幹部は、国際会議で住民との対話の必要性を説明したところ、外国の警察幹部に「マシンガンを持ったまま、どうやって住民と対話するんだい？」と言葉を返されたという。

然は然りながら、やはり日本の警察は、「開かれた交番」などの難しさはあるが、これまで縷々述べた両者の両立を図っていくべきであり、そこにこそ本質があると思う。それは、未来永劫とは言わぬが、昭和・平成と続き、少なくとも令和においても変わらぬ姿であるべきであり、あって欲しいと願っている。前回述べた警察官のメンタリティーも、その具現化を強く希求する気概と決意の表れであろうと感じている。

事務局だより

<理事会について>

○ 令和元年度警察政策学会第3回理事会(書面理事会)

- 1 議決日 令和2年3月23日(月)
- 2 議案
第1号議案 令和2年度事業計画書の件
第2号議案 令和2年度収支予算書の件
第3号議案 新入会員の承認の件
第4号議案 部会設置申請書の件
第5号議案 令和2年度部会活動計画書の件
第6号議案 令和2年度部会活動補助金の件
議案は、原案どおり議決承認されました。

なお、入会が承認された方は下記の5名です(受付順、敬称略)。

※ 会員数(令和2年3月23日時点)～正会員 592名、賛助会員 37社・団体

3 報告事項

- ・令和2年度シンポジウム(案)について
- ・会員数の推移について
- ・行事予定(令和2年、3年)について

○ 令和2年度警察政策学会第1回理事会(書面理事会)

- 1 議決日 令和2年4月30日(木)
- 2 議案
第1号議案 令和2年度事業計画書(案)の一部修正変更の件

議案は、原案どおり議決承認されました。これにより、7月2日開催予定の令和2年度シンポジウムは新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中止することとなりました。

○ 令和2年度警察政策学会第2回理事会(書面理事会)

- 1 議決日 令和2年7月2日(木)
- 2 議案
第1号議案 令和元年(平成31年)度事業報告書の件
第2号議案 令和元年(平成31年)度収支決算書の件
第3号議案 新入会員の承認の件
議案は、原案どおり議決承認されました。

なお、入会が承認された方は下記の4名です(受付順、敬称略)。

※ 会員数(令和2年3月末日時点)～正会員 583名、賛助会員 37社・団体
(令和2年7月2日時点)～正会員 587名、賛助会員 35社・団体

3 報告事項

- ・会員数の推移について
- ・行事予定(令和2、3年)について

＜通常総会・シンポジウムについて＞

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、令和2年度警察政策学会通常総会は書面議決方式で開催しました。

- 1 議決日 令和2年7月2日(木)
- 2 議案

- 第1号議案 令和元年(平成31年)度事業報告書の件
- 第2号議案 令和元年(平成31年)度収支決算書の件
- 第3号議案 令和2年度事業計画書の件
- 第4号議案 令和2年度収支予算書の件

3 議決結果

正会員587名のうち、379名が議決権行使書を提出されました(提出率は64.6%で、開催に必要な定足数1/5以上を充足)。

議決権行使書を提出された全員(379名)が各議案に賛成しましたので、各議案は、原案どおり議決承認されました。

※ 通常総会当日に予定していたシンポジウムは中止(4月30日の書面理事会で中止決定)。

＜図書の紹介＞

警察政策学会員の執筆・推薦図書コーナー

(発行順、敬称略)

著者	図書名	発行所(発行年月)	定価
警察政策学会 警察法令研究部会 監修	警察官実務六法 (令和2年版)	東京法令出版 (令和2年1月) ☎ 03-5803-3304	3,500円+税
関東学院大学法学部教授 一橋大学博士(法学) 今村哲也	ウイーン警察法研究	信山社学術選書173 (令和2年2月) ☎ 03-3818-1019	8,000円+税
安田貴彦 (理事)	「被害者学研究」第30号(日本被害者学会編集)掲載 シンポジウム:被害者学の展望～ 「被害者支援をめぐる法制度上の諸課題」	成文堂 (令和2年3月) ☎ 03-3203-9201	1,800円+税
江原伸一	実務セレクト 刑事警察110判例	東京法令出版 (令和2年5月) ☎ 03-5803-3304	2,000円+税
安田貴彦 (理事)	日常のなかの＜自由と安全＞ (小山剛、新井誠、横大道聡編)掲載 「犯罪被害者政策の展開と生活安全警察との関連、および犯罪被害者の権利の憲法上の位置づけ」	弘文堂 (令和2年7月) ☎ 03-3294-4801	5,900円+税

警察大学校編集	警察學論集 (毎月1回10日発行)	立花書房 ☎ 03-3291-1561	税込 1,300 円
---------	----------------------	------------------------	------------

<警察政策学会資料の作成発行>

令和2年1月以降に発行した警察政策学会資料は、次のとおりです。

No. (発行年月)	標 題	発行部会
第108号(令2.1)	警視庁警察官と術科訓練	管理運用研究部会
第109号(令2.4)	「SNSによる国民世論の分断」と「西南戦争における警察の役割」に関する諸考察	管理運用研究部会
第110号(令2.5)	近代警察史の諸問題 一川路大警視研究を中心に一	警察史研究部会

編集後記

ニュースレターは、年2回発行しています。ご意見・ご感想のほか、会員の方が発行された
図書の紹介、入会希望者の推薦などありましたら下記にお寄せください。

ニュースレターへの寄稿もお待ちしています。

☆ 警察政策学会 連絡先 (担当: 藤田)

電 話 : 03-3230-2918 ・ 03-3230-7520 FAX : 03-3230-7007

Eメール : asss2@lake.ocn.ne.jp

info@asss.jp

☆ ニュースレター編集協力 警察大学校警察政策研究センター

電 話 : 042-354-3550 (内3422) FAX : 042-330-1308

Eメール : PPRC@npa.go.jp